

昭島防犯協会 つつじが丘北支部の集い

6月27日(土)16号棟の第1集会場で平成21年度昭島防犯協会つつじが丘北支部の「防犯の集い」が支部防犯活動推進員ら40余名が参加して開催されました。平成20年度の活動報告と平成21年度の活動計画が報告された後、昭島警察署小笠原地域防犯係から昭島市の現状について講話を頂きました。

昨年度、昭島市では、振込サギは15件、ひったくり16件、自転車ドロボー700余台が発生しており、中でも今年に入り「ひったくり」が多く、警察としても重点取り締まりにあたっています。

被害に遭わないために「3つの用心」として、①バイクの音には振り向いて確認、②ひったくり防止ネットの取り付け、③バックは建物側に持つ、を心がけて欲しいとのことでした。

被害に遭わないために注意を怠りないようにしましょう。



東京都道路規則の一部が改正されました(7月1日施行)

傘をさしながらや、携帯電話をしながらの運転禁止。5万円以下の罰金

- 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で持って通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

安全基準を満たした自転車なら幼児2人を乗せられる。基準を満たさない自転車の場合2万以下の罰金

- 16歳以上の運転者が安全基準を満たした幼児2人同乗用自転車(※)を運転する場合は、その幼児用座席に幼児2人を乗車させることができます。ただし、幼児2人を乗せている場合は、さらにおんぶ紐などにより幼児を背負って運転することはできません。幼児2人同乗用自転車は、JIS、BAA、SGなど、自転車の車体の安全性を示すマークが付いたものを使用するようにしましょう。
- ※ 幼児2人同乗用自転車・・運転者のための乗車装置と2つの幼児用座席を設けるために、必要な強度、制動性能等の要件を満たす特別な構造又は装置を有する自転車のこと。
- ※ 幼児2人同乗用自転車安全基準に適合した自転車には右のようなマークが貼付されています。



～裏面もあります～

家具転倒防止器具の取り付け支援について

震災対策のひとつとしてタンスや食器棚の転倒防止があげられます。寝ているときにタンスが倒れてきたらひとたまりもありません。しかし、高齢者のみの世帯の場合は作業が困難で、対策をとっていない場合もあるのではないのでしょうか。そこで、今年の試行に引き続き、自治会では高齢者のみの世帯に対して転倒防止器具の設置作業をお手伝いすることにしました。設置作業には、役員のほかに地域ボランティアとして瑞雲中生徒の参加も予定しています。ご希望の方は16号棟管理事務所までお申し出下さい。



また、昭島市では同様の事業を大がかりに行っています（市の公報をご覧ください）。市の事業では転倒防止器具が無償で支給されますので、市へもお申し込みください。

※ 市の事業に当選した方には、自治会事業へのお申し込みを取り消させていただきます。

内容：寝室内のタンスに転倒防止器具①と②を取付ける（1世帯あたりタンス2本まで）

① ポール：タンス上部と天井の間（2本一組、1500円程度）

② 安定板：タンス下部前面と床面の間に差し込む（1000円程度）

対象：高齢者のみの世帯で設置を希望する世帯

費用：設置希望世帯にご負担いただきます。タンス1本で2500円程度、2本で5000円程度。

転倒防止器具は自治会で購入し、作業当日精算します。

作業日：8月下旬を予定（昭島市事業の支給決定通知後に日程を調整します）

申込み：7月31日（金）まで 16号棟管理事務所にて受け付け

市の事業の概略

期間：平成21・22・23年度に実施

予定数：支給のみ500世帯：対象制限なし

支給と取付400世帯：高齢者・障害者等

申込締切：7月31日（金）

問合せ：都市計画課住宅係 544-5111（内線2265）

